

## 廿日市市水道事業における使用水量の認定に関する取扱要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、広島県水道広域連合企業団水道事業の給水及び水道用水供給事業の供給に関する条例（令和5年広島県水道広域連合企業団条例第21号）第31条及び第37条の規定に基づき、使用水量の認定について必要な事項を定めるものとする。

### (用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 認定使用水量 漏水等の理由で使用水量が不明なときに、一定の根拠に基づいて算定した水量で、使用水量認定後の水道料金算定の基礎となる水量をいう。
- (2) 差引計量水量 今回指示数から前回指示数を差引いた水量をいう。
- (3) 推定使用水量 漏水等がなかった場合に、使用者が実際に使用したと推定される水量をいう。
- (4) 推定漏水量 給水装置の事故等により漏水したと推定される水量で、差引計量水量から推定使用水量を差し引いた水量をいう。
- (5) 漏水負担水量 推定漏水量のうち使用者が負担する水量をいう。

### (認定の対象)

第3条 広島県水道広域連合企業団廿日市事務所長（以下、「所長」という。）は、次の各号に該当するときは、使用水量の認定の対象とすることができる。

- (1) 使用者等の給水装置の善良な管理にもかかわらず、その給水装置に何らかの異常が発生し、発見及び確認が困難な箇所での漏水した場合
- (2) 水道工事等に起因する濁水を広島県水道広域連合企業団（以下、「企業団」という。）職員の指示により放水した場合
- (3) メーターに異常が生じる等の理由により、メーターの検針を行うことができなかった場合
- (4) 給配水工事、給水の制限等により濁水が生じ、給水管の洗浄等が必要となった場合
- (5) 前4号のほか、所長が特に必要と認めた場合

### (認定の対象外)

第4条 前条の規定に該当する場合であっても、次の各号のいずれかに該当する漏水は、使用水量の認定の対象とならない。

- (1) 受水槽以下の給水設備の故障による場合
- (2) 給水栓からの漏水の場合
- (3) 水洗便所の洗浄装置等の故障による場合
- (4) 温水器、瞬間湯沸器及び貯水槽等給水装置と接続している器具の故障による場合
- (5) 漏水が表面に湧き出ている場合
- (6) 不正工事による場合
- (7) 使用者又は所有者が漏水箇所等の修理を故意に拒んだ場合及び使用者又は所有者の都合で修理を延期した場合
- (8) 仮設給水装置の故障による場合
- (9) 給水装置が老朽化し、企業団から布設替を要請したにもかかわらず放置した場合
- (10) 竣工検査後6か月以内の不良工事による場合
- (11) 原因が不明の場合
- (12) 漏水等を確認できない場合
- (13) 原因者が判明している第三者の行為による漏水の場合
- (14) その他、使用者又は所有者の管理上の責任によると認められる場合

### (認定期間)

第5条 使用水量の認定期間は次の各号のとおりとする。

- (1) 検針時に漏水を発見し、後日修理を完了した場合においては、当該検針分及び次回検針分の4か月間分を認定の対象とする。
- (2) 検針時に水量の異状が認められたものの、調査の結果既に修理が完了している旨が判明したものについては、当該検針分のみ認定の対象とする。
- (3) 前2号のほか所長が特に認めた期間  
(使用水量の認定)

第6条 第3条第1号の規定に該当する場合に使用水量の認定を受けようとする者は、使用水量の認定申請書(様式第1号)を提出するものとする。

- 2 第1項の規定による申請は修理を完了した日から1年以内に行わなければならない。ただし、所長がやむを得ない特別な事情があると認めた場合はこの限りでない。
- 3 所長は、第1項の規定による申請があったときは、要件の審査及び認定使用水量の算定を行い、使用水量認定決定(不承認)通知書により申請者に通知するものとする。
- 4 所長は、第3条第2号から第4号に該当すると認めるときは、認定使用水量を算定する。  
(認定使用水量の算定)

第7条 認定使用水量は、推定使用水量と漏水負担水量を合計した水量とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、漏水等の原因が次の各号に該当すると認められるときは、推定使用水量を認定使用水量とする。
  - (1) 天災、地変等の不可抗力的な原因により漏水した場合
  - (2) 企業団が行うメーターの取替え等が原因で漏水した場合
  - (3) 水道工事等に起因する濁水を企業団職員の指示により放水した場合
  - (4) その他特別の理由があると認める場合  
(推定使用水量の算定)

第8条 推定使用水量の算定は、次の各号のうち最も適切な方法により定めるものとする。

- (1) 原則として、前4か月の平均使用水量と前年同時期の使用水量をもって算定する。ただし、算定の基礎とすることが著しく不相当と認められる月がある場合は、その月分を除外し、若しくは更にその前月に繰り延べて算定の対象とすることができる。
- (2) 前号の方法により算定することが、著しく不相当な場合は、前年同時期の使用水量による。
- (3) 過去に使用実績がない場合、又は前2号によりがたい場合は、漏水等の修理後における一定期間の使用実績等を勘案して日割計算により算出した水量とする。
- (4) 前3号により算出した推定使用水量が基本水量に満たない場合は、基本水量を推定使用水量とする。
- (5) 第3条第2号の規定による放水の場合は、差引計量水量から放水した水量をメーターにより実測した水量又は給水装置の口径に一定の水量及び時間を乗じて算出した水量を減じた水量とする。

(漏水負担水量の算定)

第9条 漏水負担水量は、推定漏水量の2分の1の水量とする。ただし、当該漏水負担水量が推定使用水量の5倍を超える場合は、漏水負担水量を推定使用水量の5倍の水量を限度として算定することができる。

- 2 第三者の行為により漏水したときは、原因者が判明しない場合に限り前項と同様に漏水負担水量を算定する。
- 3 所長が特別の理由があると認めたときは、前2項に定める基準にかかわらず、漏水負担水量を算定する。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、使用水量の認定に関し必要な事項は、所長が別に定め

る。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。  
(経過規定)
- 2 この要綱の施行日において旧「漏水等の場合の使用水量の認定に関する内規」に基づき申請のあったものは、この要綱による申請とみなす。